

○経済産業省令第二十六号
 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、及びゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の規定に基づき、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。
 令和五年五月二十五日
 経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 岡田 直樹

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前																		
様式第2（第4条関係） 保証委託契約届出書	<p>【略】</p> <p>1. 2. 【略】</p> <p>3. 施設の開設に係る工事に関する法令に基づき許可等の処分</p> <table border="1"> <tr> <td>許可等の処分に係る該当条項</td> <td>処分があつた日及びその処分の番号</td> <td>処分権者</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </table> <p>【略】</p> <p>様式第7（第14条関係）</p> <p>【略】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～ 3. 【略】</p> <p>4. 保証委託契約書の写しを一部添付すること。 【施設の開設に係る工事に関する法令に基づき許可等の処分】</p> <p>【略】</p>	許可等の処分に係る該当条項	処分があつた日及びその処分の番号	処分権者	【略】	【略】	【略】	宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項	【略】	【略】	<p>【略】</p> <p>1. 2. 【略】</p> <p>3. 施設の開設に係る工事に関する法令に基づき許可等の処分</p> <table border="1"> <tr> <td>許可等の処分に係る該当条項</td> <td>処分があつた日及びその処分の番号</td> <td>処分権者</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>宅地造成等規制法 第8条第1項</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </table> <p>【略】</p> <p>様式第7（第14条関係）</p> <p>【略】</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～ 3. 【略】</p> <p>4. 保証委託契約書の写しを一部添付すること。 【施設の開設に係る工事に関する法令に基づき許可等の処分】</p> <p>【略】</p>	許可等の処分に係る該当条項	処分があつた日及びその処分の番号	処分権者	【略】	【略】	【略】	宅地造成等規制法 第8条第1項	【略】	【略】
許可等の処分に係る該当条項	処分があつた日及びその処分の番号	処分権者																		
【略】	【略】	【略】																		
宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項	【略】	【略】																		
許可等の処分に係る該当条項	処分があつた日及びその処分の番号	処分権者																		
【略】	【略】	【略】																		
宅地造成等規制法 第8条第1項	【略】	【略】																		

<p>【宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第30条第1項】</p> <p>【処分があつた日及びその処分の番号】</p> <p>【処分権者】</p> <p>【略】</p>	<p>【宅地造成等規制法第8条第1項】</p> <p>【処分があつた日及びその処分の番号】</p> <p>【処分権者】</p> <p>【略】</p>
---	--

備考 表中の「」は注記である。

附則
 この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

○経済産業省令第二十七号
 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和五年五月二十五日
 経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 岡田 直樹

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令
 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
第一条（定義） 【略】	<p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一～三十七 【略】</p> <p>三十八 「放射線業務従事者」とは、核原料物質鉱山において核原料物質の採掘、核原料物質又は核燃料物質の製錬、鉱山の施設の保全、核原料物質又は核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は汚染の除去その他の業務（第二十九条第一項第三号の二及び第十三号の二において「放射線業務」という）に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。</p> <p>三十九～四十五 【略】</p>	<p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一～三十七 【略】</p> <p>三十八 「放射線業務従事者」とは、核原料物質鉱山において核原料物質の採掘、核原料物質又は核燃料物質の製錬、鉱山の施設の保全、核原料物質又は核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は汚染の除去その他の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。</p> <p>三十九～四十五 【略】</p>

(粉じんの処理)

第十條 法第五條及び第八條の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であつて、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの(以下「有効呼吸用保護具」という。)を着用させること。

イ・ロ 略

二の二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、請負人(鉱山労働者を除く。以下同じ。)に作業を行わせるときは、有効呼吸用保護具を着用する必要がある旨を当該請負人に周知すること。

二の三 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げる事項を、見やすい箇所に掲示すること。

- イ 粉じんが発生し、又は飛散する作業場である旨
- ロ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ハ 粉じんの取扱い上の注意事項
- ニ 有効呼吸用保護具を着用しなければならぬ旨及び着用すべき有効呼吸用保護具

三 前三号に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。

四十一 略

(放射線障害の防止)

第二十九條 法第五條第二項及び第八條の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 管理区域を定め、次に掲げる措置を講ずること。
- イ・ロ 略

(粉じんの処理)

第十條 法第五條及び第八條の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であつて、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものを着用させること。

イ・ロ 略

[新設]

[新設]

- 三 前号に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。

四十一 略

(放射線障害の防止)

第二十九條 法第五條第二項及び第八條の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 管理区域を定め、次に掲げる措置を講ずること。
- イ・ロ 略

ハ ロの旨を管理区域の見やすい箇所に掲示すること。

- 二・三 略
- 三の二 管理区域において放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、前号の線量限度を超えないようにする必要がある旨を当該請負人に周知すること。

四十九 略

十 坑内掘採を行う核原料物質鉱山においては、放射線障害の防止のため必要があるときは、有効呼吸用保護具を着用させること。

十一 核原料物質鉱山の選鉱場又は製錬場において放射線障害の防止のため必要があるときは、有効呼吸用保護具を着用させ、かつ、粉じんの飛散を防止するため、集じん又は機械若しくは装置の密閉を行うこと。

十二 略

十三 管理区域に立ち入る者(放射線業務従事者を含む。)の線量を知るため、次の規定を遵守すること。

- イ 経済産業大臣の定めるところにより、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量の測定を行い、その結果について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三ヶ月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつ

[新設]

- 二・三 略

[新設]

四十九 略

十 坑内掘採を行う核原料物質鉱山においては、放射線障害の防止のため必要があるときは、日本産業規格T八二五に適合する防じんマスクを使用させること。

ただし、第十条第二号の規定により鉱山労働者に防じんマスク等を使用させたときは、この限りでない。

十一 核原料物質鉱山の選鉱場又は製錬場において放射線障害の防止のため必要があるときは、日本産業規格T八二五に適合する防じんマスクを使用させ、かつ、粉じんの飛散を防止するため、集じん又は機械若しくは装置の密閉を行うこと。

ただし、第十条第二号の規定により鉱山労働者に防じんマスク等を使用させ、かつ、集じん又は機械若しくは装置の密閉を行ったときは、この限りでない。

十二 略

十三 管理区域に立ち入る者(放射線業務従事者を含む。)の線量を知るため、次の規定を遵守すること。

- イ 経済産業大臣の定めるところにより、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量の測定を行い、その結果について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三ヶ月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつ

た女性にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。この場合において、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

□ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量の測定は、経済産業大臣の定めるところにより、放射性物質を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれがある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行い、その結果を記録すること。ただし、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の内部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

十三の二 管理区域における放射線業務、第二十七号の規定による措置に係る作業又は管理区域に一時的に立ち入る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、前号の規定により線量を測定を行い、その

た女子にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。この場合において、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

□ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量の測定は、経済産業大臣の定めるところにより、放射性物質を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれがある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行い、その結果を記録すること。ただし、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の内部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

〔新設〕

結果を記録する必要がある旨を当該請負人に周知すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 管理区域に一時的に立ち入る請負人であつて放射線業務従事者でないものについては、当該請負人の管理区域における外部被ばくによる線量が前号イの経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないとき。

ロ 放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る請負人であつて放射線業務従事者でないものについては、当該請負人の内部被ばくによる線量が前号ロの経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないとき。

十四 第十三号により測定された線量を基に、経済産業大臣の定めるところにより、実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度、記録すること。

十五 二十七 〔略〕

二十八 前号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものについては、放射線業務従事者（女性にあつては、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）でなければ従事させないこと。ただし、当該作業を行うため必要な人員が得られない場合その他やむを得ない場合において放射線業務従事者以外の鉱山労働者（女性にあつては、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を従事させるときは、この限りでない。

十四 前号により測定された線量を基に、経済産業大臣の定めるところにより、実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度、記録すること。

十五 二十七 〔略〕

二十八 前号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものについては、放射線業務の従事者（女子にあつては、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）でなければ従事させないこと。ただし、当該作業を行うため必要な人員が得られない場合その他やむを得ない場合において放射線業務従事者以外の鉱山労働者（女子にあつては、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を従事させるときは、この限りでない。

二十九 〔略〕
 三十 第二十七号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものの一부를請負人に請け負わせるときは、当該作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性については、第三号の規定にかかわらず、同号の線量限度を超えて被ばくすることができる旨を当該請負人に周知すること。
 三十一 前号の場合においては、同号の作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性が当該作業に従事

二十九 〔略〕
 〔新設〕

告 示

この省令は、令和五年十月一日から施行する。
 附則
 備考 表中の「」は注記である。

2 法第九条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。
 一 〔略〕
 二 前項第十号又は第十一号の規定により有効呼吸用保護員の着用を指示されたときは、有効呼吸用保護員を着用すること。

○総務省告示第九十五号
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移動者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があつた件）の一部を次のように改正する。
 令和五年五月二十五日
 総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
届出をした指定県の名	法律又は政令	届出をした指定県の名	法律又は政令
福島県	〔略〕	福島県	〔同上〕
〔略〕	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）	〔同上〕	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）
届出に係る事務の範囲	事務	届出に係る事務の範囲	事務
〔略〕	予防接種法第六條第一項、第二項及び第四項、第七條、第八條及び第九條の三前段並びに予防接種法施行令第五條の規定により都道府県が処理することとされている事務（予防接種法第六條第三項の規定による予防接種に係る事務を除く。）	〔同上〕	予防接種法第六條（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第七條及び第八條並びに予防接種法施行令第四條、第五條及び第六條の二の規定により都道府県が処理することとされている事務